

高年齢者の労働災害防止のための指針について

石崎由希子

①論点2（2）のリスク低減措置の中で「身体負荷を軽減する個人用の装備の使用」を挙げて頂いているかと思いますが、具体例について、通達等で記載頂けたら良いように思いました。

②論点3（1）の暑熱な環境への対応で「一般に、年齢とともに暑い環境に対処しにくくなることを考慮し」という点を追記頂いていますが、高齢者は年齢とともに、暑さを認識しにくくなるということがあるように聞いております。この点、私は専門外ですが、専門の先生のご意見を踏まえ、加筆修正等ご検討頂ければ幸いです。

③体力が労働能力と直結しないにも関わらず、労働者本人が望まない中で体力チェックを強制されるケースやそれが雇用の継続や人事評価に直接影響するのではないかという不安を抱くケースが生じるおそれも完全には否定できないように思うので、論点4（2）に記載のあるように、体力チェックの目的・位置づけについて労働者に説明し、理解を得た上で実施するという点や、論点5（2）以降に記載頂いているように、体力を踏まえて配慮につなげていくという点についての周知をお願いできればと思いました。

④論点7の労働者と協力して取り組む事項の、取り組み例のうち、ヘルスリテラシーの向上については、重要な点だと思いますので、通達だけでなく、指針にもこの表現を残して頂く方が良いように感じました。

以上ご検討頂ければ幸いです。